

# 企画競争説明書

業務名称：フィリピン国スービック湾地域開発に係る技術支援  
【有償勘定技術支援】

案件番号：19a00753

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年11月27日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年11月27日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国スービック湾地域開発に係る技術支援【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
  - ( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - (●) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年1月下旬 ～ 2020年11月下旬

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部契約第一課

担当 清水川 佳菜 / Shimizukawa.Kana@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

##### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第

25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2)積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3)利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5)競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年12月4日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年12月9日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年12月13日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
 注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
 注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
 見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効  
 次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
  - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
 本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。  
 (URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
  - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費（航空賃）
    - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
    - e) その他（以下に記載の経費）
      - ・第4業務実施上の条件 5. 現地再委託 に係る費用
  - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
    - a) 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (6) ワークショップの開催に係る費用 500,000円
  - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
    - a) PHP1 = 2.1378円
    - b) US\$1 = 108.928円
    - c) EUR1 = 121.071円
  - 5) その他留意事項  
 特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／地域開発
  - b) 産業振興／投資促進
  - c) 港湾計画／港湾施設案検討
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 8.75 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\text{(当該者の見積価格} - \text{最低見積価格)} \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

**9 評価結果の通知と公表**

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年1月10日（金）

までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。  
なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 地域開発 (港湾を含む) に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者 1名の配置) の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者 / 港湾開発
- 産業振興 / 投資促進
- 港湾計画 / 港湾施設案検討

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者 (業務主任者 / 地域開発)】

- a) 類似業務経験の分野: 地域開発 (港湾を含む) に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: フィリピン国及び全途上国
- c) 語学能力: 英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者: 担当分野 産業振興 / 投資促進】

- a) 類似業務経験の分野: 産業振興に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: フィリピン国及び全途上国
- c) 語学能力: 英語

【業務従事者: 担当分野 港湾計画 / 港湾施設案検討】

- a) 類似業務経験の分野: 港湾計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: 無し
- c) 語学能力: 語学評価せず

### 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10.00 )	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50.00)	
	( 26.00)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者 のみ</b>	<b>業務管理 グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／地域開発</u>	(26.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	1.00
② 副業務主任者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		3.00
オ) その他学位、資格等		1.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	0.00	(4.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	0.00	0.00
イ) 業務管理体制	—	4.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>産業振興／投資促進</u></b>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>港湾計画／港湾施設案検討</u></b>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	

## 第3 特記仕様書案

### 1. 業務の背景

フィリピン首都圏の高い経済成長がフィリピンの国際競争力の増加を牽引している。しかしながら、マニラ首都圏への一極集中型の開発が土地利用、交通、環境面に負の影響をもたらし、フィリピンの持続的な成長の足枷となる可能性がある。同国の長期開発ビジョンである「AmBisyon Natin 2040」では、地域の経済成長を進めるとともに、道路や港湾などのコネクティビティを強化することを謳っており、マニラ首都圏への一極集中を緩和するため、地方拠点の開発が重要である。

マニラ首都圏への一極集中の緩和のためには、マニラ首都圏に隣接し、1,000万人を超える人口を擁し、クラーク国際空港、スービック港といった大規模物流インフラ施設を活かした臨空・臨海型の産業蓄積が既に存在する中部ルソン地域の更なる産業振興・開発が不可欠である。クラーク近郊においては、将来的に中部ルソン地域の行政、産業の中核となることが期待されるニュー・クラーク・シティの開発が進められている。また、現在同地域の空の玄関口としてクラーク国際空港の拡張が進められている。

中部ルソン地域の物流拠点の一つであるスービック港は、天然の良港であり、国際幹線航路が走る南シナ海に面するルソン島主要港の一つである。フィリピン政府は跡地をスービック港特別経済・自由港地区(SBFZ: Subic Bay Free Port Zone)に指定し(1992年)、再開発が行われた。現在、スービック港は、15の係留施設を備え、コンテナ、肥料/穀物などのバルク貨物、雑貨、旅客・クルーズ船等多様な船舶が利用している。SBFZの税制面での優遇措置の下、工業団地の整備、企業立地、港湾事業、観光事業が展開されている。

日本政府は、同港に対し、2000年～2010年にかけて円借款事業<sup>1</sup>により同港の貨物取扱能力の増大、スービック地区を含む中部ルソン地域の物流の円滑化・促進を目的に、コンテナターミナルの新設及び既存港湾施設のリハビリ等を実施した。しかしながら、2018年時点で、コンテナ貨物取扱量は計画値の30%弱程度に留まっており、施設の更なる有効利用促進策が求められている状況である。また、同じく円借款事業により、スービックからクラーク及びタルラックを結ぶ中部ルソン高速道路建設事業の建設や同地区のごみ処分場の整備を支援しており、スービック湾地域の開発を継続的に支援してきている。

フィリピン政府は、マニラ港への貨物等の一極集中の緩和及び中部ルソン地域の更なる開発のために、中部ルソン地域の海の玄関口となるスービック湾の港湾機能強化、スービック港と後背地との連結性の強化等に資する同湾地域全体の開発戦略策定に係る技術支援を要望している。同支援は、港湾や高速道路等、これまで円借款事業で整備された施設の一層の有効利用にも資するものであり、支援の意義は大きい。

本業務は、マニラ首都圏への一極集中緩和のためスービック湾地域の開発を促進すべく、必要な情報収集、分析、及び提言を通じた技術支援により、スービック湾地域開発のビジョンを整理するとともに、フィリピン政府関係機関の同地域における開発戦略策定を支援し、もって円借款事業で建設された既往施設の有効活用と今後の優良なODA案件の形成を検討することを目的に実施するものである。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

スービック湾地域開発に係る技術支援

#### (2) 業務対象地域

スービック湾及びその周辺地域

<sup>1</sup> スービック港開発事業 L/A調印2000年8月、借款契約額164.5億円、貸付完了2010年12月

### (3) 関係官庁・機関

主たるカウンターパート(C/P)機関は、スービック湾都市開発庁(Subic Bay Metropolitan Authority: SBMA)とし、関係機関である財務省(Department of Finance: DOF)、国家経済開発庁(National Economic Development Authority: NEDA)、公共事業道路省(Department of Public Works and Highways: DPWH)等と十分に協力して実施する。

### 3. 業務の目的

本業務は、比政府によるスービック湾地域の開発に必要な情報を包括的に収集・分析を行い、今後の開発のビジョンを整理・確認し、提言を取り纏めることを通じて、フィリピン政府関係機関による開発戦略策定を支援することを目的に実施する。主な活動は以下を想定し、スービック湾地域の全体的な開発・産業振興を図ることで、これまで円借款事業で同地域に整備された既存港湾・高速道路等の一層の有効活用を促すものである。

- 1) スービック湾地域の2040年の開発ビジョンの策定に係る技術支援
- 2) スービック湾地域の開発戦略の策定に係る技術支援
- 3) 短期優先プロジェクトの選定とそのアクションプランの策定に係る技術支援

### 4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 本業務の対象地域について

本業務において、スービック湾地域とは、スービック湾特別経済・自由港地区として指定された地域(総面積約67,452ha)を指す(但し、湾内の対象範囲についてはフィリピン側とも協議の上、最終的に決定する)。他方、「6. (6) 短期優先プロジェクトの選定とその実施のためのアクションプランに係る技術指導」における短期優先プロジェクトについては、当該地域内の案件のみに限らず、当該地域の開発に資する当該地域と接続する道路インフラの整備なども含めることとする。

#### (2) アクションプランの対象案件数について

下記「6. 業務の内容」の「(6) 短期優先プロジェクトの選定とその実施のためのアクションプランの作成に係る技術指導」におけるアクションプランの作成に係る技術指導に要する業務量は、以下の5案件を想定して設定している。本業務の結果に応じ、アクションプランを作成する対象件数が増減し、業務量の変動する場合には、受発注者でその対応について協議、必要に応じて契約変更を行うこととする。

- ・ 道路施設 (Road Network Development)
- ・ 港湾施設 (Logistics Terminal Development)
  - RoRo/バルクターミナル
  - クルーズターミナル
- ・ 防災施設 (Disaster Risk Management)
- ・ その他、湾内の航行の安全に資する施設等

#### (3) スービック湾の開発戦略の検討上の留意点について

スービック湾地域の開発のあり方等を検討する際には、円借款事業「スービック港開発事業」や「中部ルソン高速道路建設事業」、「スービック自由港環境整備事業」の事後評価の指摘事項<sup>2</sup>を

<sup>2</sup> スービック港開発事業 ([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014\\_PH-P215\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_PH-P215_4_f.pdf))  
中部ルソン高速道路建設事業 ([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012\\_PH-P226\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_PH-P226_4_f.pdf))  
スービック自由港環境整備事業 ([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2004\\_PH-P182\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2004_PH-P182_4_f.pdf))

踏まえ、関連する諸地域・諸事業の政策・計画を十分に情報収集、分析の上、それら政策・計画と整合した提案になるよう留意する。

(4) 技術指導について

「6. 業務の内容」の実施に際しては、SBMA等職員に対する技術指導として、最終的な結論のみならずその結論に至るプロセス、方法論等を丁寧に説明することにより、SBMA等職員の港湾及び周辺地域の開発計画の策定能力向上を図ることとする。

(5) 環境社会配慮について

本業務では、JICA環境社会配慮ガイドラインに定める戦略的環境アセスメント（SEA）のアプローチを念頭に置き、環境社会配慮に係る情報収集を行う共に、ステークホルダー（関係機関、住民等）との協議を適宜行いながら、経済、社会、環境に対しバランスある配慮が開発戦略に反映されるよう留意する。

(6) ワークショップの開催

開発ビジョン等の検討に際しては、ステークホルダー向けのワークショップを開催し、意見を聴取するなど、参加型計画手法の採用が想定されるが、詳細をプロポーザルにて提案すること。

(7) ステアリングコミッティの設置

SBMA及び必要に応じ中央政府及び関係機関からなるステアリングコミッティの設置を申し入れ、本業務への一貫した関与を担保する。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、本業務の背景及び目的を十分把握のうえ、以下の業務を行う。ただし、以下内容よりも効果的・効率的な実施方法・スケジュールがある場合には、理由と併せてプロポーザルにて提案すること。また本業務内容に照らして必要な自然条件調査をプロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの説明・協議

1) 既存の関連資料・情報を整理・分析

業務の実施方針、実施方法、業務内容の詳細、及び作業工程を検討する。また現地で収集する必要がある資料、情報をリストアップする。

2) 業務全体の基本方針、内容、方法の検討

本業務の実施方針、実施方法、業務内容、実施体制、作業工程、先方政府機関への依頼事項等をインセプション・レポートに取りまとめ、JICAに提出し承認を得る。

3) 業務実施体制の構築

開発ビジョン、開発戦略等の策定を主導するカウンターパートの適切な配置、ステアリングコミッティの開催等について、関係機関と調整を行い、本業務実施体制の構築に必要な事項を確認する。

4) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポートをフィリピン側関係機関に対し説明・協議の上、必要な修正を行い、本業務の実施方針について了解を得る。また、ステアリングコミッティをSBMAとともに開催し、業務の目的、内容を共有する。

(2) スービック湾地域の現状の把握と課題の分析に係る技術指導

対象地域の現状把握と課題の分析のため、以下の項目について情報収集を行うと共に、分析に係る技術指導を行う。

- 1) 地政学的・行政的位置づけ、上位計画、関連開発計画・政策、民間含む事業・投資動向のレビュー

- 2) 既存関連法制度・基準、都市計画・港湾開発関連制度のレビュー、分析
  - 3) 関係機関・組織の役割・業務内容、実施体制のレビュー（短期優先事業実施に係る能力も含む）、関係機関のキャパシティアセスメント
  - 4) 対象地域の社会経済状況に係る情報収集・分析
  - 5) 対象地域の自然条件環境に係る情報収集・分析
  - 6) 対象地域の過去の被災履歴の確認
  - 7) 都市空間・土地利用状況のレビュー・分析
  - 8) 主要産業、主な事業者、工業団地・経済特区における日系及び外資企業の進出状況、日系含む外資企業の産業種類内訳と対象地域にて行っている具体的な産業構成の情報収集。対象地域の産業競争力強化や民間企業による投資上の障害や課題等につき、スービック湾地域に進出済みの日系企業等への事業者ヒアリング。
  - 9) 社会基盤インフラ・施設等（道路・都市交通、上下水、都市排水、廃棄物管理、電力、物流/港湾、空港、工業団地等）のレビュー、課題の分析
  - 10) 地域開発計画及び関連する実施中・計画中のプロジェクトに係る情報収集
  - 11) 過去のスービック湾地域における円借款案件（「スービック港開発事業」、「中部ルソン高速道路建設事業」）の現状把握
  - 12) 他ドナー（世銀、ADB等）の関連プロジェクトに係る情報収集
- (3) スービック湾地域の産業振興・物流改善に係る現状の把握と課題の分析に係る技術指導  
対象地域の産業振興・物流改善に係る現状の把握と課題の分析のため、以下の項目について情報収集・整理を行うと共に、分析に係る技術指導を行う。
- 1) 既存資料（フィリピン国「中部ルソン・カラバルソン地域における産業振興の可能性と開発課題に係る情報収集・確認調査」）等を活用の上、スービック湾地域の産業振興に係る課題の分析
  - 2) スービック港（含、円借款で整備したコンテナターミナル）における、施設整備の状況、利用者、取り扱い貨物の現状・推移（品目、貨物量、形態（コンテナ、在来型、RoRo等）、輸送ルート他）、クルーズ旅客の現状・推移、入港船舶、運営・管理状況に係る情報収集・分析
  - 3) フィリピン全国における港湾整備の現状、開発政策、開発実績及び課題に係る情報収集・分析。また、フィリピンの港湾に係る国内外の物流に係る情報収集・分析
  - 4) スービック湾周辺における中部ルソン高速道路の利用状況、港湾から同高速道路へのアクセス、港湾周辺の交通渋滞状況、港湾周辺のトラック駐車状況に係る情報収集・分析
  - 5) 海上交通関係輸送路、海運、航路、海難事故及び各種リスクに係る情報収集・分析
  - 6) スービック空港の利用状況、施設整備状況等に係る情報収集・分析
- (4) スービック湾地域の開発戦略に係る検討及び提案に係る技術指導  
上記(1)～(3)の結果を踏まえ、産業、物流、防災等に関する活動が有機的に連携し、スービック湾地域が有する優れた資質が最大限に発揮されるよう同地域の開発のビジョンを検討し、2040年までの開発戦略を策定するため、以下の項目に係る技術指導を行う。
- 1) 開発ビジョン策定：フィリピン側関係機関等と協議の上、同国及び中部ルソン地域全体の中で同湾が果たすべき役割を定義し、産業、物流、防災等の観点から、同地域の2040年を目途とした開発ビジョンの策定を支援する。
  - 2) 2040年までの社会経済条件のレビュー・検討：目標年次までの計画フレーム（人口、産業、社会、環境、土地利用等）の作成を支援する。
  - 3) 都市空間計画・土地利用計画の検討：将来的なスービック湾地域の都市空間計画・土地利用計画の策定を支援する。
  - 4) インフラ需要予測：スービック湾地域における港湾貨物需要予測（コンテナ・非コンテナ貨物取扱量）、交通需要予測（含む物流関連）、その他必要な需要予測（観光客数、クルーズ船）に必要な情報収集及び需要予測を実施する。
    - a) 港湾貨物需要（コンテナ・非コンテナ）については、「スービック港開発事業」における需要予測結果の教訓を踏まえ、マニラ港との役割分担を明確化するとともに、

関連する諸事業（周辺都市計画事業、工業団地等開発計画、高速道路・幹線道路等整備計画、港湾整備事業）を対象とした政策・計画を十分に踏まえ、シナリオ分析を行う。

- b) 交通需要については、既存交通データを可能な限り収集し、補足交通量調査を踏まえ、2040年までの将来交通需要を予測する。交通調査については、ボトルネックや渋滞状況の把握を目的として、交通実態調査（断面交通量調査、OD調査、旅行速度調査、物資流動調査等）を行う。
- 5) 環境社会配慮に係る情報収集：戦略的環境アセスメント(SEA)を念頭に置きつつ、環境社会配慮に係る関連法規・制度のレビュー、環境影響評価項目の検討及び必要な手続きを確認する。
- 6) 開発戦略として、開発ビジョンを実現するための開発の方向性、方針、コンセプト、アプローチ及び具体的な施策を整理する。（産業（観光を含む）、物流（港湾・空港を含む）、防災分野等。）その際には、関係機関と調整し、ステアリングコミティで合意形成を図る。

#### (5) インタリム・レポートの作成

上記(1)～(4)の調査・検討結果を整理し、下記「7. 報告書等」に記載の内容をインタリム・レポートに取りまとめ、JICAに提出する。インタリム・レポートには、開発ビジョン及び開発戦略の最終案を含める。また、同レポートを関係機関に対し説明・協議する。加えて同レポートの内容については、関係者・関連事業者にも説明し、コメントをレポートに反映する。

#### (6) 短期優先プロジェクトの選定とその実施のためのアクションプランの作成に係る技術指導

上記(5)で整理された開発ビジョン・開発戦略の枠内で、スービック湾地域の開発に資する短期的に取り組むべき案件をリストアップすると共にクライテリアを設け優先順位を検討する。そのうち、特に優良なODA案件となり得る案件に対して、下記に示すアクションプランを提案する。また、その他円借款案件形成に向けて、湾内の航行の安全に資する施設等、小規模な優良案件を発掘・検討する（湾内の航行管制施設、荷役機材納入等、少額かつ環境カテゴリー分類がB以下の案件を想定している）。そのため、以下の項目を実施する。

- 1) 短期優先プロジェクト選定  
短期優先プロジェクト選定のためのクライテリアを検討する。例えば、技術的見地、環境社会配慮、事業効果、経済的及び財務的適合性、施設の運営・維持管理体制、本邦技術の活用、既往円借款案件との相乗効果という観点等が想定される。このクライテリアに基づき、短期優先プロジェクトを5件程度リストアップする。同優先プロジェクト選定の際には、官民の役割分担も考慮し、ODA案件となりうるかどうかについても検討する。
- 2) 環境社会配慮の検討  
JICA環境社会配慮ガイドラインに沿って適切な配慮がなされるかについて評価する。社会影響評価については、住民移転の有無、貧困層等社会的弱者への配慮などを考慮する。
- 3) 短期優先プロジェクト実施に向けたアクションプランの作成  
アクションプランとして、事業計画（概略設計（プレF/Sレベル）、施工計画、事業費、見込まれる事業効果、事業実施スケジュール、事業実施体制、運営維持管理体制、環境社会配慮留意事項等）を実施・検討する。必要となる自然条件調査、環境社会配慮調査については、再委託調査を可能とする。再委託調査の内容は、短期優先プロジェクト選定後に確定ができるまで当初プロポーザルの見積もりには含めず、追って契約変更で対応することとする。
- 4) 短期優先プロジェクト実施の上での課題抽出  
事業実施段階での、組織、資金、実施主体、調整能力、制度、人材等を検討し、フィリピン国政府及び関係機関への申し入れ事項等があれば抽出する。

#### (7) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

全調査結果を整理し、ドラフト・ファイナル・レポートに取りまとめ、その内容をJICAに提出する。また同レポートをSMBIAに対し説明・協議する。また必要に応じて、同レポートの内容を関係者・関連事業者へ説明する。

(8) ファイナル・レポートの作成

フィリピン側との協議結果等を踏まえて、ドラフト・ファイナル・レポートの内容を更新し、ファイナル・レポートを作成する。また必要に応じて、同レポートの内容を関係者・関連事業者へ説明する。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、概要(和文5部・英文10部)、各レポートとは別に作成し、併せて提出することとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICA本部に説明の上、その内容について承諾を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文3部(簡易製本)

#### 2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：業務開始後1か月以内

部数：和文5部、英文10部(簡易製本)

#### 3) インテリム・レポート

記載事項：業務の途中成果(開発ビジョン及び開発戦略の最終案、短期優先プロジェクト選定結果他)

提出時期：2020年7月15日(業務開始5か月程度を目処)

部数：和文要約5部、英文10部(簡易製本)

#### 4) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：業務結果の全体成果(要約を含む)

提出時期：2020年10月10日(業務開始9か月程度を目処)

部数：和文要約5部、英文10部(簡易製本)

#### 5) ファイナル・レポート

記載事項：業務結果の全体成果(要約を含む)

提出時期：2020年10月31日(業務開始後10か月程度を目処)

部数：和文10部、英文15部、CD-R 3部

※ファイナル・レポートについては、業務結果の概要を10ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。

#### 6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部数：CD-R 3部

### (2) 収集資料

本件業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付したうえで業務終了後JICAに提出する。

### (3) その他の提出物

#### 1) 議事録等

先方機関との各業務報告説明・協議に係る議事録(M/M)を作成し、JICAに速やかに提出する。JICA事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料(各報告書の和文要約を含む)をJICAに提出する。

#### 2) 業務報告書

JICA規定により、業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までにJICAに提出する。

#### 3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しをJICA(現地調査の場合はJICA在外事務所長も含む)に速やかに提出する。

#### 4) その他

上記の提出物のほかに、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

### (4) 報告書等の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程

#### (1) 業務工程

2020年1月下旬より業務を開始し、2020年7月15日までにインテリム・レポートを提出する。

その後業務を継続し、2020年10月10日までにドラフト・ファイナル・レポート、2020年10月31日までにファイナル・レポートを作成・提出する。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

#### (1) 業務量の目途

国内	20.00M/M
現地	22.00M/M
合計	約42.00M/M

#### (2) 業務従事者の構成(案)

本業務には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。なお、下記の担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、プロポーザルにて提案する。

また、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案する。

業務主任者/地域開発(2号)  
産業振興/投資促進(3号)  
港湾計画/港湾施設案検討(3号)  
道路計画/道路施設案検討  
防災計画/防災施設案検討  
船舶航行安全計画/船舶航行援助施設案検討  
空港活用計画  
需要予測/経済・財務分析  
環境社会配慮  
運営維持管理

## 調達計画検討/事業費検討

### 3. 相手国の便宜供与

治安情報及び安全確保手段の提供  
医療サービスに係る情報提供及び支援  
地図・写真含むデータ及び本業務に必要な情報の提供  
カウンターパートの配置  
執務室の提供  
現地調査の実施に必要な許可  
関係政府機関、民間企業との会議実施に必要な調整  
その他

### 4. 貸与資料・閲覧資料

特になし

### 5. 現地再委託

当該業務について、以下の調査については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・交通実態調査
- ・事業者ヒアリング

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。

### 6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

- ・コピー機（1台）
- ・プリンター（1台）
- ・ノートパソコン（2台）

### 7. その他の留意事項

#### （1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAフィリピン事務所、在フィリピン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

#### （2）複数年度契約

本調査については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 情報管理

本業務の実施に際して、フィリピン政府との関係で情報管理には十分に留意し、必要な対策を講じる。更に、ヒアリング先については事前にJICAの承認を得ること。

以 上